(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

	課
	の城利用者の
か利益処分の種類	不利益処えひめこども分の種類行為の禁止

- えひめこどもの城管理条例(平成17年愛媛県条例第27号) (禁止行為)
- 第7条 こどもの城を利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。
 - (1) 寄附の募集
 - (2) 爆発物その他の危険物の持込み
 - (3) 行商その他これに類する行為
 - (4) 宣伝その他これに類する行為
 - (5) 広告物の表示若しくは配布又は広告物を掲出する物件の設置